

地域保健研修員の受入れに関する要綱

(総則)

第1条 この要綱は、医師法（昭和23年法律第201号。以下「法」という。）第16条の2第1項の規定により臨床研修を受ける医師（以下「研修医師」という。）を横須賀市保健所で、地域保健の研修員（以下「研修員」という。）として受け入れることに関し必要な事項を定めるものとする。

(受入れの手続き等)

第2条 研修員の受入れを希望する法第16条の2第1項に規定する病院（以下単に「病院」という。）の開設者（国の開設する病院にあつては管理者。以下「開設者」という。）は、地域保健研修受講依頼書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の依頼書の提出を受けたときは、内容を審査し、その結果を開設者に通知するものとする。この場合において、研修員として受け入れることが適当と認めるときは、地域保健研修受講承諾書（第2号様式）により通知するものとする。

(身分)

第3条 研修員は、病院の職員としての身分を保有したままで、研修を受講するものとする。

(研修期間)

第4条 研修の期間は、2週間とする。ただし、市長が必要と認める場合は、開設者と協議のうえ、その期間を変更することができる。

(守秘義務)

第5条 研修員は、研修上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その研修期間が終了した後も同様とする。

(服務)

第6条 研修員は、研修中においては、市職員に適用される法令等を遵守し、地域保健研修員証（第3号様式）を常に携帯しなければならない。

(協定の締結)

第7条 市長は、前各条に規定するもののほか研修員の給与、災害補償その他研修員の受入れに関し必要な事項について開設者と協議し、協定を締結するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条第 1 項関係）

地域保健研修受講依頼書

年 月 日		
(あて先) 横須賀市長		
依頼者		
住 所 名 称 代 表 者 電 話		
受講希望医師	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
受講希望期間		
備 考		

第 2 号様式（第 2 条第 2 項関係）

地域保健研修受講承諾書

年 月 日	
様	
横須賀市長	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</div>	
受講承諾者 氏 名	
受講期間	
備考	

第3号様式（第6条関係）

地域保健研修員証	
番 号	
氏 名	
生年月日	
年 月 日	
横須賀市長	印

備考 写真は、縦 2.8センチメートル、横 2.3センチメートルとする。